

公 告

東京ドーム健康保険組合
理事長 谷口 好幸



郵便投票の件

東京ドーム健康保険組合の組合会議員選挙における郵便投票は、下記のとおり行います。

記

1. 郵便投票の範囲

投票所から遠隔の事業所、または、交通不便な場所に勤務する被保険者で12月26日の選挙当日、自ら投票所に行き投票ができないときは郵便で投票することができます。

この郵便投票の範囲に該当する選挙人は次のとおりです。

- ① 病気欠勤中または休職中のもの
- ② 出張中または海外渡航中のもの
- ③ 駐在社員または出張所等に勤務するもの
- ④ 遠隔事業所のもの
- ⑤ 業務の都合上で所定の投票時間までに帰社する見込みのないもの
- ⑥ 法第3条の規定による被保険者など

2. 郵便投票の有効期間

立候補者の公告以後、選挙当日の投票閉鎖時刻（12月26日午後2時）までに決められた投票所に到着した郵便投票が有効です。

3. 郵便投票の方法

- (1) 郵便投票を行う場合は、投票管理者から郵便投票申請（代理人による申請も可）と引替に、郵便投票に使用する封筒と投票用紙の交付を受けて下さい。（郵便投票申請書の用紙は投票管理者に申し出て入手して下さい。）
- (2) 郵便による投票は、投票用紙に候補者1名の名前を記載し、郵便投票に使用する封筒に入れ、封筒の表に事業所名、被保険者番号、氏名を記入して、投票管理者に上記の郵便投票の有効期限内に到着するよう送付して下さい。
- (3) 郵便による投票は、官製郵便又は社内便を使用して送付して下さい。